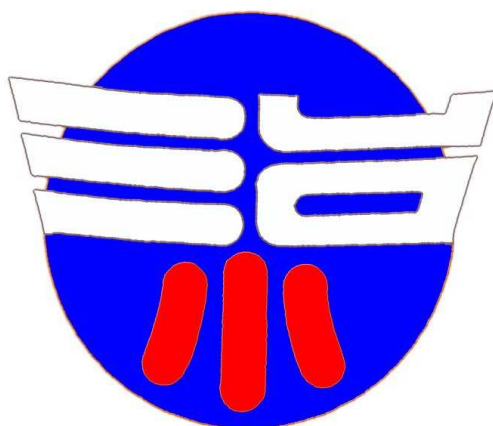


# いじめ防止等のための基本的な方針



令和7年4月

千曲市立治田小学校

## 1 本校におけるいじめ防止等の方針

この「いじめ防止等のための基本的な方針（以下、「学校いじめ防止基本方針」という）」を基に、校長のリーダーシップのもと「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核に職員が共通理解し、保護者の協力を得たり、学校の設置者や関係機関等と連携したりして、学校の実情に応じたいじめ防止等の取組を推進します。

## 2 いじめの定義

### (1) いじめの認知

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

上記法第2条の規定により、個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして、「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「学校いじめ対策組織」という。）のための組織により、複数の教員で行います。

いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやふざけあいであっても軽視せず、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とすることが必要です。その際、「いじめ」という言葉でくくることがなく、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけ対応します。

### (2) 見えにくいいじめ

いじめの行為の代表的なものは、「からかい」や「いじわる」、「いたずら」や「嫌がらせ」、「陰口」や「無視」などです。これらは行為だけを見れば、好ましくはないものの、「ささいなこと」、日常的に起こり得るトラブルです。しかし、そうしたささいに見える行為を継続的に複数の者から繰り返されることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、精神的に追い込まれていくことがあります。さらに、暴行や傷害、恐喝などのように、犯罪行為にエスカレートしていく危険性もあります。

いじめは、大人の目につきにくいように行われることが多いため、気づかずに見過ごしてしまったり、気づいてもふざけや遊び、よくあるトラブル等と判断して見逃してしまったりすることがあります。また「いじめは簡単には解決されない」「いじめを訴えると自分がいじめられる」という思いを抱いている児童生徒もおり、自分からいじめを訴えないことも考えられます。

そのため、いじめを受けた児童生徒や周囲の児童生徒に、いじめに気付いたり、相談したりする力を育むとともに、大人が児童生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、見えにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢で、問題を見えるようにしていく必要があります。

### (3) いじめの様態

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ・ その他

### 3 取組の具体

#### (1) いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方、いじめ防止等の取組の具体的な内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。学校いじめ防止基本方針」を保護者に配布し家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取組を進めます。また、「学校いじめ防止基本方針」に定めたいじめ防止等の取組が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うようにします。

#### (2) 学校におけるいじめの防止対策等のための組織設置

複数の教職員、必要に応じてその他の関係者により構成する「いじめの防止等の対策のための組織」(いじめ・不登校対策委員会)を中核に下記のようないじめの防止等の取組を実効的に行います。事案の状況に応じ、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟に拡充を図ります。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施(や具体的な年間計画の作成。)
- 学校いじめ防止基本方針のPDCAサイクルでの検証、必要に応じた見直し。
- 児童、学校職員、保護者等のいじめの相談・通報の窓口。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、職員の情報共有。
- いじめの疑いに係る情報があった時の組織的対応の中核。

#### (3) 未然防止

学校では、すべての児童生徒を対象に、児童生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなどの予防的・開発的な生徒指導を推進し、健全な社会性を育むとともに豊かな感性を培い、相手の気持ちや立場を尊び、自分も相手も大切にすることを養います。また、児童生徒が過度なストレスをため込まないようにするとともに、ストレスを感じた場合でも適切に対処できる力を育みます。

##### ア いじめの起きにくい学校、学級づくり

###### (ア) あたたかな学級づくり

- ・ 学級経営を充実させる(いじめの起きにくい学級づくり)
  - ・ 子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
  - ・ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。←いじめの大半は言葉によるもの、「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要。
  - ・ 子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
  - ・ 学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う(特に年度始め)。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要。
  - ・ 児童の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等(客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度)の活用により把握する。
  - ・ 学級担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもってすすめることが重要。
- ※ 学級担任と子どもたちが、いわゆる「なれあい」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向があるとの研究結果もある。

###### (イ) 日々の授業の充実

- ・ 主体的・対話的で深い学びによる授業改善
- ・ 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- ・ 配慮を必要とする児童にスポットを当てた授業のユニバーサルデザイン化を図り、「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。(ねらい・めりはり・見とどけを大切に)
- ・ 「学習の約束」等授業中のルールを明確にした規律のある学習環境づくり
- ・ 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳学習の工夫

ア) 道徳の充実

- ・ いじめを題材として取り上げ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・ 思いやりや、生命・人権を大切にすることを指導の充実に努める。

イ) 学級活動

- ・ いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。
- ・ 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・ 発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。

(ウ) 児童生徒が主体的に取り組む活動の位置づけ

- ・ 相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるコミュニケーション活動の設定
- ・ 児童生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の設定
- ・ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習する。
- ・ 人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習する。

(エ) 体験活動の充実

- ・ 児童生徒が挑戦することで、達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己肯定感が高められる活動の工夫
- ・ 多様な価値観を認め合ったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるような異学年交流や学校種間交流、地域の方と連携した行事の工夫
- ・ 子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。
- ・ 子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会活動をすすめる。

(オ) 職員の研修

- ・ 教師自身が人権感覚を大切にされた教育活動を展開する。なお、教師の不適切な認識や行動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。特に、以下に挙げる児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性や環境を踏まえた適切な支援ができるよう、スクールカウンセラー等、専門家の助言を得ながら、各学校の状況に応じた研修を実施する。
  - ① 発達障がいを含む障がいのある児童生徒
  - ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
  - ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
  - ④ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒
  - ⑤ その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒
- ・ いじめの防止等に係る教員のスキルアップを図る研修や子どもの理解等についての保護者と合同の研修を実施

イ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

- ・ 「いじめは絶対に許さない」という学校の姿勢、いじめ防止等に関する学校の考えや取組等を保護者や地域に発信
- ・ 全校集会やPTAの会合、PTA講演会等での周知
- ・ 人権教育強調月間、定期的な教育相談、アンケートなどの年間計画への位置づけ
- ・ 保護者や地域とともにいじめ防止等の取組を考え合う機会の設定

ウ 児童生徒のいじめ防止のための主体的活動

児童生徒による、自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動、情報機器の使用に関する申し合わせづく

りなどの活動への支援

#### (4) 早期発見

教職員は、日頃から児童生徒や保護者と信頼関係を築き、相談しやすい体制を整えるよう努めます。また、いじめの可能性のある事象を発見したり、情報を得たりした場合は、一人で判断することなく、速やかに「学校いじめ対策組織」や学年会などに報告。情報を共有し、複数で対応します。

##### ア 日常活動を通じた早期発見

- ・ 児童生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする、共に過ごす時間の確保
- ・ 日記や生活記録を通じた対話による児童生徒の気持ちの変化の把握
- ・ 学年会や教科会での情報交換
- ・ 相談箱設置など、児童生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫

##### イ 相談体制の充実

- いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。
- ・ 児童生徒や保護者、地域の方が安心して相談できるように、相談者の意向を尊重した対応を提示するなど、相談がしやすい相談窓口の工夫や、校外相談窓口の周知
- ・ 相談室、保健室での相談などいつでもだれにでも相談できる工夫
- ・ 未然防止の取り組みや、相談室への常駐等スクールカウンセラーの積極的な活用
- ・ 教育相談日や相談の時間の設定等によるすべての児童生徒との計画的な相談実施
- ・ 校内の「いじめの防止等の対策のための組織」を中心とした確実な情報共有

##### ウ アンケートやチェックリストの活用

- ・ 無記名式など回答方法に配慮したアンケートと面談による児童生徒の学校内外の生活や心の変化の把握
- ・ 児童生徒一人ひとりの学校生活満足度や意欲、社会性についての現状把握
- ・ 学校生活アンケート等を用いた担任自らの学級経営の点検
- ・ 保護者向けアンケート・チェックリストを活用した家庭での早期発見の協力依頼

##### エ SOS の出し方教育の推進アンケートやチェックリストの活用

自殺予防対策と連動し、児童生徒が SOS を発信できるようにするための授業の推進

#### (5) いじめへの対応

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「学校いじめ対策組織」を中核とした組織的対応をします。そのため、自校の「いじめ対応マニュアル」の共通理解を図り、全職員が、いじめは組織で対応することを徹底しておく必要があります。

- ・ 見通しをもった支援・指導ができるように、明確な対応の手順の共通理解
- ・ 支援・指導方針や、具体的な対応の仕方、役割分担の決定
- ・ 全体像の把握（事実確認）…いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聴き取り、事実関係の整理（いじめの構造）、保護者との連携等のポイントの共通理解
- ・ いじめられた児童生徒、保護者への支援…必ず守り通す姿勢、心のケアや様々な弾力的な措置（別室での学習等）、保護者への迅速な連絡と対応の情報共有、児童生徒に寄り添い支える体制づくり等
- ・ いじめた児童生徒への指導と保護者への助言…事実と気持ちの聴き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続（いじめてしまった背景に理解を示しながらも毅然とした指導）、保護者への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしていけるようなかわりの継続等
- ・ いじめが起きた集団への指導のポイントの共通理解
- ・ 市教育委員会への報告、保護者への連絡と連携した支援・指導
- ・ 必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所等）との連携体制構築

## (6) ネット上のいじめへの対応

児童生徒の情報端末機器の所持率の増加、各小中学校の児童生徒への一人一台端末の貸与に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、各学校で作成した「情報モラルに関する指導マニュアル」や「ネット上のいじめに対応するマニュアル」を随時更新します。

- ・ 未然防止の観点から児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得る。
- ・ 児童生徒間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

## (7) その他

### ア 教職員が児童生徒と向き合う時間の確保

学校では、教職員が児童生徒と向き合い、共に過ごす時間を確保するため、教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えたり、仕事の内容を整理したりするなどして、校務の効率化に努めます。

### イ 学校評価や教員評価の取扱い

- ・ 学校評価でいじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無や認知件数の多寡のみを評価することなく、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組むようにする。
- ・ 教員評価で、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

## 4 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携したいじめ防止等の取組

いじめ防止等の取組は、学校だけでなく、学校と家庭、地域、関係機関・関係団体とが連携して様々な取組を工夫することが有効です。

### (1) 保護者の役割

保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間関係の中で、子どもに思いやりの心や、規範意識、正義感などを育みましょう。また、子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支えることが必要です。

- ・ 日ごろから子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努めましょう。
- ・ 子どもとともに過ごす時間を大切にし、子どもを理解するとともに、子どもの変化に気付くよう努めましょう。
- ・ 基本的な生活習慣の確立や、情報機器の使用のルール策定など、家庭におけるルールづくりに努めましょう。
- ・ 学校の教育方針や教育活動への理解や協力を努めるとともに、ふだんから学校とコミュニケーションをとるよう心がけましょう。

### (2) 地域におけるいじめ防止等の取組との連携

- ・ PTA 活動によるいじめ防止等の取組の推進
- ・ 地域人材の学校教育活動への参画
- ・ 児童生徒と家庭や地域の多くの大人が接するような取組の学校教育計画への位置づけ
- ・ 公民館活動や青少年健全育成事業への児童生徒の積極的な参加
- ・ 学校と児童センターが連携した児童生徒の状況把握
- ・ 地区懇談会等での地域における児童生徒の状況の把握

### (3) 関係機関・関係団体との連携

- ・ 児童相談所や警察など関係機関、医療機関、地方法務局、教育委員会、子育てや福祉に係る機関との情報交換など日常的な連携
- ・ スクールサポーターの活用による防犯教室などの実施
- ・ 外部専門家や民間団体によるいじめ防止等の啓発活動の活用

### (4) 保護者や地域からの情報提供

- ・ 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾けましょう。
- ・ 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。

## 5 重大事態への対応

法の規定に基づき、下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守りとおすとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応することが必要です。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき ○児童生徒が自殺を企図した場合      ○身体に重大な傷害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合      ○精神性の疾患を発症した場合
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき ○年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査
※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

- (1) 重大事態発生時には、いじめられた児童や保護者を徹底して守り通すとともにその心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。
- (2) 重大事態が発生した場合には、速やかに千曲市教育委員会に報告する。
- (3) 千曲市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。

#### 【学校が調査主体の場合】

- ① 校長の下、不登校いじめ対策委員会を中核とした調査委員会を設置する。
- ② 公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。
- ③ 千曲市教育委員会を通じて、長野県教育委員会心の支援課に支援を要請する。
- ④ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのような対応をしたかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ⑤ いじめられた児童の事情や心情に配慮した上で十分な聴き取りを行うとともに、生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- ⑥ 質問紙調査により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ⑦ いじめを受けと児童やその保護者に対して、事実関係等必要な情報提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのような対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

- ⑧ いじめられた児童及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ⑨ 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ⑩ 調査結果について、千曲市教育委員会に報告する。
- ⑪ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

**【教育委員会が主体の場合】**

- ① 調査の実施にあたって、資料提供・調査協力をするなど、全面的に協力する。
- ② 調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ③ 状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ④ その他の留意事項
  - ・ 児童の命に係る事態が起こった場合は、その後の連鎖防止に資する観点から、「背景調査」を実施する。
  - ・ 調査では、事態に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族等の気持ちに十分配慮しながら行う。
  - ・ 背景調査については、「国の基本方針」に留意事項に十分配慮した上で、千曲市教育委員会の指示に従って行う。
  - ・ 重大事態が発生した場合、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、余談のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。



【参考】重大事態発生時の報告・調査(市町村立学校)

